

日野町移住定住・関係人口PR動画作成委託業務プロポーザル実施要領

1 目的及び趣旨

日野町の移住定住及び関係人口のPRを行うにあたり、民間事業者等の企画能力をはじめノウハウ等を幅広く活用し、SNS上で日野町の魅力発信を行い、移住定住や関係人口の増加を図る。

2 業務名称

日野町移住定住・PR動画作成委託業務

3 業務内容

別紙「日野町移住定住・関係人口のPR動画作成に関する仕様書」（以下、仕様書）のとおり

4 業務委託期間

令和8年6月1日～令和9年3月31日

5 担当課

企画政策課 〒689-4503 鳥取県日野郡日野町根雨101番地

電話番号 0859 (72) 0332 F A X 0859 (72) 1484

E-mail miyoshi-k@town.tottori-hino.lg.jp

6 プロポーザル参加資格要件

以下の要件をすべて満たしている者とする。

(1) 鳥取県西部圏域に所在する事業者であること

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者

(5) 国税及び地方税を滞納している者でないこと

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと

(7) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者

7 スケジュール（予定）

(1) 応募期間 令和8年4月14日（火）～4月30日（木）

*この間に質疑応答（別記）を行う

(2) 受託候補者選定 令和8年5月上旬（日時は別途連絡）

*提出書類の内容について、応募者と適宜ヒアリング等を行う

(3) 受託者の決定 令和8年5月中旬

*受託者の決定後、町と受託者は委託契約を締結する

(4) 業務開始 令和8年6月1日

(5) 業務説明会 実施しない

8 質問書の提出

「質問書」（様式任意）により、下記のとおり受付、回答を行う。

(1) 受付期間

令和8年4月23日（木）までの、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間。ただし、土・日曜日及び祝日を除く。

(2) 提出先

電子メールのみ受け付ける。

ア 宛先：日野町役場企画政策課

イ 担当者：三好 電子メールアドレス：miyoshi-k@town.tottori-hino.lg.jp

なお、件名は「日野町移住定住・PR 動画作成業務委託プロポーザル質問書」とすること。

(3) その他

受付期間経過後の質問及び指定した方法以外の方法での質問は一切受け付けない。

回答は、令和8年4月24日（金）午後5時までに、すべての質問表を一覧表にまとめ、すべての企画提案参加事業者に電子メールにて回答する。

9 参加申請に関する書類の提出

(1) 参加申請に関する提出書類

参加申請に関する提出書類は以下のとおりとする。

ア 提案参加申込書（別記様式）

イ 事業経歴書（様式任意）

(2) 提出方法

ア 担当課への持参を原則とする

イ 受付は、土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする

ウ やむを得ず郵送する場合は、封筒の表面に「プロポーザル参加申請書類等在中」と朱書きし、令和8年4月30日までに必着となる方法で送付すること。なお、主催者は郵送事故等の責任は一切負わない

(3) その他

ア 受付期間内に参加申請書類等を提出できなければ、本プロポーザルに参加できません

イ 提出された参加申請書類等は返却しません

ウ 参加申請書類等の記載事項に変更が生じた場合は、直ちにその旨を書面で連絡すること

10 参加資格の取り消し

参加申請書類等の提出後から優先交渉権者決定までの間に、次のいずれかの事項に該当する場合は、参加資格を取り消すこととする。

(1) 参加申請書類等の提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 参加者が参加資格要件を充たさなくなった場合

(3) その他、本要領に違反すると認められる場合

11 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等の提出

ア 本要領及び仕様書に沿う提案書を提出すること。

イ 見積金額及びその内訳を記載した見積書を提出すること

(2) 提出方法

ア 担当課への持参を原則とする

イ 受付は、土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする

ウ やむを得ず郵送する場合は、封筒の表面に「プロポーザル企画提案書等在中」と朱書きし、令和8年4月30日までに必着となる方法で送付すること。なお、町は郵送事故等の責任は一切負わない

(3) 企画提案書等作成上の留意点

ア 企画提案書

(ア) A4版横書左綴じ（様式自由）

(イ) 提出部数は6部とする

(ウ) 表紙を付け日野町移住定住・関係人口PR動画作成業務委託企画提案書と記載すること

(エ) 提出期限後の企画提案書等の差替は認めない（町が補正等を求める場合を除く）

く)

イ 見積書

(ア)見積書は、企画提案書で提案した業務を実現する見積金額及びその内訳を記載すること

(イ)業務委託期間の見積金額の上限は1,056,000円（消費税込）とする。

12 プレゼンテーション等の実施

- (1) 企画提案書等を提出した者は、プレゼンテーションを行うこと
- (2) 実施日は、令和8年5月上旬を予定しているが、詳細は企画提案書等を提出した者に対して別途連絡する
- (3) プレゼンテーションの参加に要する費用は、すべて提案者の負担とする
- (4) 説明時間は、20分以内とし、その後10分程度質疑とする。
- (5) 企画提案書に基づき、提案の要点、意図やアピールポイントなどについて説明を行うこと。
- (6) 業務責任者となる予定の者は、原則出席すること
- (7) スクリーン、プロジェクター（RGB端子、HDMI端子※ケーブルは参加者が用意すること）は町で用意するが、パソコンその他機器等は参加者が用意すること

13 提案内容の審査

- (1) 本プロポーザルにおける優先交渉権者を選定するため、選定委員会を設置する
- (2) 選定委員会において、別途定める審査基準に基づいて企画提案内容を審査し、優先交渉権者を1者選定する。
- (3) 審査を行う上で疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の提案者に確認を行う
- (4) 審査内容、結果についての異議は認められない。

別記様式

提案参加申込書

令和 年 月 日

日野町長 様

申請者 住所（所在地）
商号又は名称
代表者職氏名

日野町移住定住・関係人口 PR 動画作成委託業務プロポーザルに参加したいため、関係書類を添えて申請します。

記

連絡先

担当部署	
担当者職氏名	
電話番号（内線）	
FAX	
電子メール	